

医科点数表Q & A集（令和5年4月版） 追補・訂正表

令和5年4月 社会保険研究所

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等の一部訂正について」（令和5年4月20日医療課事務連絡）が発出されたことに伴い、書籍の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

【訂正事項】

本書の巻末の【参考資料（新型コロナ関連）】の11頁の「(別表2)」を以下のように訂正（訂正部分を赤字にしています）。

(別表2)

別添1（医科診療報酬点数表関係）中、3(2)①に規定する入院料等を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、看護配置に応じて、以下の点数を算定できることとする。

項 目		点数	(参考) 施設基準において求める看護配置
A 300救命救急入院料	救命救急入院料 1	500点	4対1
	救命救急入院料 2	1,000点	2対1
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	500点	4対1
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000点	2対1
A 301特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料 3	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料 ロ <u>広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	1,000点	2対1
A 301-2ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	500点	4対1
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	500点	5対1
A 301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	750点	3対1
<u>A 301-4小児特定集中治療室管理料</u>	<u>1 7日以内の期間</u>	<u>1,000点</u>	<u>2対1</u>
	<u>2 8日以上期間</u>	<u>1,000点</u>	<u>2対1</u>
A 302新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	<u>750点</u>	<u>3対1</u>
	新生児特定集中治療室管理料 2	<u>750点</u>	<u>3対1</u>
A 303総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	750点	3対1
	新生児集中治療室管理料	750点	3対1

- 「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」（令和5年4月17日医療課事務連絡）が発出され、一部のQ&Aが廃止されました。

【廃止されたQ&A】

- ・「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日医療課事務連絡）の間8
→本書では143頁，891頁に掲載
- ・「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日医療課事務連絡）の間9
→本書では147頁，891頁に掲載
- ・「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日医療課事務連絡）の間10
→本書では46頁，148頁，891頁に掲載

※ 「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等の一部訂正について」（令和5年4月20日医療課事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」（令和5年4月17日医療課事務連絡）については、当社ウェブサイトの『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)に掲載していますので、ご参照ください。

また、令和5年5月8日以降の施設基準等の臨時的な取扱いを示した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年4月6日医療課事務連絡）も掲載していますので、こちらもご活用ください。

[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)